

○船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 案内情報

- ①手続名 小型船舶教習所の登録（船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の25）
- ②手続根拠 小型船舶教習所の登録手続きについて（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第118条において準用する第3条の3）
- ③手続対象者 小型船舶教習所の登録を受けようとする者
- ④提出時期 小型船舶教習所の登録を受けようとするとき

⑤提出方法

イ 国の機関が申請する場合：

登録申請書に必要書類を添付し、国土交通大臣に提出する。

ロ 国立大学法人及び独立行政法人が申請する場合：

登録申請書に必要書類を添付し、登録を受けようとする申請者の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出する。

ハ イ、ロ以外の者が申請する場合：

登録申請書に必要書類を添付し、登録を受けようとする申請者の所在地を管轄する地方運輸局長に提出する。

⑥手数料なし

⑦添付書類・部数

イ 定款、寄付行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

ロ 学則及び教習所の設置根拠が記載されている規程等（学校に場合に限る。）

ハ 申請者の沿革、組織及び運営の概要を記載した書類（学校を除く。）

ニ 役員名簿

ホ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

ヘ 施設及び設備の概要書及びこれらの数、性能、所在の場所及び所有又は借入れの別等を記載した書類（小型船舶教習所の種類毎）

ト 実習用小型船舶の船舶検査証書及び船舶検査手帳の写し

チ 実習用水域図（第一種教習所に限る。）

リ 教員が法別表に掲げる条件に適合することを証する書類及び教員の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類（小型船舶教習所の種類毎）

ヌ 教員の履歴書及び住民票の写し

- ル 教員の操縦免許証の写し
- ヲ 教員が欠格条項に該当しない申立書
- ワ 申請者が欠格条項に該当しない申立書
- カ 組織規程及び組織図
- ヨ その他参考となる書類

⑧申請書様式

次の事項が記載されていること（規定の様式有り）

- イ 申請者の氏名又は名称、代表者の氏名及び所在地
- ロ 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ハ 登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
- ニ 登録小型船舶教習所の種類
- ホ 小型船舶操縦者の教習の開始日

⑨記載要領・記載例

申請書様式・記載要領・記載例については下記の通達参考

小型船舶教習所の登録等に関する事務取扱要領（平成16年国海資第 号）

なお、詳しくは下記の各地方運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134 - 27 - 7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022 - 791 - 7524
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025 - 244 - 6128
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045 - 211 - 7232
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052 - 952 - 8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06 - 6949 - 6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078 - 321 - 7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082 - 228 - 8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087 - 825 - 1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093 - 332 - 8094
沖縄総合事務局運輸部船舶職員課 098 - 862 - 1454

※受付時間については、提出先にお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ①審査基準 船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の26

- ②標準処理期間 3週間
- ③不服申立方法 行政不服審査法の規定による